

自動販売機導入業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、笠間市（以下「市」という。）が公募型プロポーザル方式により発注する自動販売機導入業務に関し、受注者を選定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名　　自動販売機導入業務
- (2) 内容　　別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 期間　　契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで
- (4) 委託額　　2,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする
- (5) 支払条件　　完了後一括払い
- (6) 発注方法　　公募型プロポーザル方式

3. スケジュール

月　日	内　容
令和8年1月 8日（木）	公告・ホームページ掲載
1月13日（火）	参加申込に係る質問受付締切
1月15日（木）	参加申込 提出締切
1月22日（木）	企画提案書 提出締切
1月29日（木）	優先交渉権者の決定及び通知（業務内容の協議開始）
2月上旬	業務委託契約締結（協議成立後・予定）

※本業務のプロポーザルにおいては、原則として提出された企画提案書により審査を行います。

提出後、隨時、内容について本市から質問を行う場合がありますので、別に指定する期日までに回答願います。

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加を希望できる者は、単独の法人又は共同企業体とし、次に掲げる条件を全て満たす者とする。なお、共同企業体の場合は、全ての企業が満たしていることとする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から契約までの間に、官公庁から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
①暴力団員が、事業主又は役員となっている者

- ②暴力団員以外の者が代表を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ③暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ①宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ②特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し又は反対することを目的とする団体

5. 提案書等の提出

(1) 参加申込に係る質問

①質問の提出方法

任意の様式により質問を作成の上、電子メールにて提出（令和8年1月13日（火）16時まで必着）すること。ただし、当日中に本市から受信の旨の返信がない場合は、必ず担当に電話連絡により受信の確認を行うこと（受信確認がない場合は、質問が到達していないことみなしますので留意ください）。

②提出先 「6. 担当部署」に記載のとおり

③回答方法 令和8年1月14日（水）17時までにホームページで公開

(2) 参加申込

①提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類を全て提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 機密保持誓約書（様式第2号）

②提出期限 令和8年1月15日（木）17時まで

③提出先 「6. 担当部署」に記載のとおり

④提出方法

PDF形式のデータ各様式1部をメールにより提出する。ただし、提案者において何らかの事由がある場合は、郵送又は窓口に持参することも可能とする。この場合は、事前に提出先にその旨の相談、報告を行うこと。

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

ア プロポーザル提出書表紙（様式第4号）

イ 企業概要書（様式第5号）

ウ 業務協力企業確認書（様式第6号）

エ プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第7号）

オ 企画提案書（任意の様式）

任意の様式（A4版。図面等はA3版まで可能とする。）により、「2.（2）内容」に記載する事項に対する企画提案書を作成する。なお、企画提案書においては、実施体制及び工程表を必ず、類似業務の実績があればその実績を内容に含めるものとする。

カ　納税証明書の写し

本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地）における証明年月日が公告日以降で直近の法人税、法人住民税及び法人事業税の未納がないことを証する証明書の写しを提出すること。

キ　見積書（様式は任意）

経費の区分及び内訳を明示すること。なお、対象経費は仕様書に定める機器（初期設定、輸送、設置、ラッピングを含む）、キャッシュレス決済端末、機器運用サポート費用（5年分）を含むものとし、キャッシュレス決済会社へ支払う初期手数料、サービス利用料、決済手数料等及びそれ以外の提案内容に係るランニングコストは経費に計上しないこととするが、費用の比較検討のため別途記載すること。

②提出期限　令和8年1月22日（木）正午まで

③提出先　　「6. 担当部署」に記載のとおり

④提出方法

PDF形式のデータをメールにより提出する。ただし、提案者において何らかの事由がある場合は、データを郵送又は窓口に持参することも可能とする。この場合は、事前に提出先にその旨を相談、報告すること。

6. 担当部署

(1) 住 所 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

(2) 担 当 笠間市 政策企画部 企画政策課 政策推進室 担当 枝川

(3) 電 話 0296-77-1101

(4) 電子メール project-s@city.kasama.lg.jp

7. 選考方法

(1) 審査・選考方法

事業者の選定にあたっては、本市が設置する審査委員会において優先交渉権者を選定する。

選定にあたっては、企画提案書（見積書による価格評価を含む）に基づき審査を行う。

審査の結果、審査委員が提案者順位1位を最も多く付けた提案者を優先交渉権者として選定する。なお、提案者順位1位が同数の場合は、総得点が多い提案者を選定し、同点の場合は合議により選定する。なお、提案者が1者の場合は、総配点の6割を超えることを最低基準点として設定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
基本的な考え方	本市の課題、本業務の必要性を理解し、業務の全体像を明確に把握できているか。	10点

企画の総合性	本業務の目的に対する効果的な提案となっているか。	20点
機器の運用性	本業務により導入する機器及び付帯する機能は簡易に扱えることができ、機器のサポートを含め、サービス提供において適切に運用できるものとなっているか。	30点
業務実施能力	実績と経験・知識等のある人員が配置され、関係者との連携を含めて業務全体を円滑に遂行する体制が整備されているか。	20点
費用	上限額以内において費用対効果の観点で適切な価格となっているか。	20点

8. 審査結果通知

審査結果は、各提案者に書面によりメールで通知する。なお、結果に対する審査の過程、理由については回答しない。

9. 契約内容協議及び契約

契約にあたっては、提案内容を基本としながら本市及び優先交渉権者において協議を行い、工程を含む仕様及び金額を確定するものとする。なお、協議が整わなかった場合は、審査における次点の者を新たな優先交渉権者として選定し、協議を開始する。

10. 特記事項

- (1) 提出された提案書等は返却せず、提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。また、契約までの間に虚偽の記載があることが判明した場合は、直ちに失格とする。契約後においては、契約書に記載のとおり対応する。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、笠間市の指名停止措置を行う場合がある。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 提案書等の作成、提出、説明などに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式第3号）により、「6. 担当部署」へ通知すること。
- (6) プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については、守秘義務を課す。
- (7) 提案者は、本市のプロポーザルの関係者に対して、本要領に基づく質疑等を除き、接触を禁止する。ただし、提案書等の内容について疑義があり、市から問い合わせを行う場合は除く。